

総務省独立行政法人評価委員会
郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会（第16回）

平成23年12月16日

【事務局（徳永課長）】 おはようございます。まだ少々時間が早いですが、ご出席予定の方は皆様おそろいになりましたので、始めさせていただきたいと思います。

それではこれより、第16回の総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の会合を始めさせていただきたいと思います。

本日は、委員の皆様におかれましてはご多忙の中お集まりいただき、本当にありがとうございました。本日の議事進行につきましては、去る8月9日付で下和田分科会長がご退任されておりますので、分科会長が決定するまでの間、分科会の事務局を務めさせていただいております私の方で担当させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、本年8月10日付で就任されました新任の委員、専門委員の方々をご紹介させていただきたいと思います。

まず新しく委員にご就任されました、一橋大学大学院商学研究科教授の米山高生委員でございます。先生、よろしくお願いいたします。

【米山委員】 一橋大学の米山でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（徳永課長）】 続きまして、専門委員にご就任されました高千穂大学商学部教授の恩蔵三穂委員でございます。よろしくお願いいたします。

【恩蔵専門委員】 高千穂大学の恩蔵でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（徳永課長）】 同じく専門委員にご就任されました、弁護士の丹生谷美穂委員でございます。よろしくお願いいたします。

【丹生谷専門委員】 渥美坂井法律事務所の丹生谷と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（徳永課長）】 ありがとうございます。

続きまして、管理機構におきましても本年10月1日付で新理事長が就任しておりますので、この場で紹介させていただきます。

理事長に就任されました、浦野道郎様でございます。よろしくお願いいたします。

【浦野理事長】 ただいまご紹介にあずかりました浦野と申します。機構に課されまし

たミッションを果たすべく、全力で取り組むつもりでございます。よろしくお願いいたします。

また委員の先生方におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局（徳永課長）】 ありがとうございます。

続きまして、本日の会議の定足数の報告及び資料の確認をさせていただきたいと思えます。本日は、総務省独立行政法人評価委員会令第7条第3項で準用する同令第1項に基づきまして、分科会委員3名全員ご出席いただいております。定足数の過半数をここで満たしておりますので、会議が成立することを報告させていただきます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず最初に、配付資料の目次がございまして、その後に資料が続いております。資料1-1と資料1-2が、機構の中期目標期間終了時における見直し案に関する資料、そしてその比較対照表となっております。それから資料2が、機構の役員退職金に係る業績勘案率についての案となっております。

それから参考資料といたしまして、参考資料1として関連条文、参考資料2として政独委から出されました勧告の方向性、参考資料3としまして次期中期目標・中期計画の策定のプロセスについてまとめたもの、参考資料4としまして独法、特殊法人等の役員の退職金に関する資料、参考資料5として、最後に委員等の名簿となっております。特に不足などございませんでしょうか。

よろしければ、お手元の議事次第にございます議事の（1）に入らせていただきます。

議事の（1）「分科会長の選出及び分科会長代理の指名について」でございます。

総務省独立行政法人評価委員会令第5条第3項の規定において、分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任することとされております。まず分科会長につきまして、委員の皆様の方でご意見等ございますでしょうか。

【重川委員】 これまで分科会長代理を務められており、郵便貯金・簡易生命保険にもご造詣の深い釜江委員に分科会長をお願いしてはいかがでしょうか。

【事務局（徳永課長）】 重川先生、ありがとうございます。

ただいま、重川委員から釜江委員のご推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【事務局（徳永課長）】 ありがとうございます。ご異議がないようですので、釜江委員

に分科会長をお願いしたいと存じますが、釜江委員、お引き受け願えますでしょうか。

【釜江委員】 承知いたしました。

【事務局（徳永課長）】 よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それではこれからは、釜江分科会長に進行をお譲りしたいと思いますので、釜江分科会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【釜江分科会長】 それではご指名でございますので、分科会長を務めさせていただきたいと思えます。機構が適切に任務を果たせますように、皆様のご協力のもと、精一杯努力してまいりたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではお手元の議事次第に従いまして、分科会長代理のご指名をさせていただきたいと思えます。総務省独立行政法人評価委員会令第5条第5項の規定に基づきまして、分科会長代理を分科会長が指名するということになっておりますので、私から指名させていただきたいと思えます。

分科会長代理は米山委員をお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

【米山委員】 かしこまりました。よろしくお願い致します。

【釜江分科会長】 ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第（2）の「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し案について」という議題に入らせていただきたいと思います。

前回の分科会において審議いたしました中期目標期間終了時における組織・業務の見直し当初案について、12月9日に政策評価・独立行政法人評価委員会から、勧告の方向性というものが出されております。本日、その勧告の方向性を踏まえて見直し当初案を一部修正した見直し案についてご議論いただき、当分科会として決定させていただきたいと思っております。

それでは事務局から、これまでの経過及び修正案についてのご説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（徳永課長）】 承知いたしました。

まず前回の分科会からの経過について、ご説明させていただきたいと思えます。

去る7月26日に開催しました前回の分科会の後、8月26日に総務省の独法評価委員会、いわゆる親会における見直し当初案についての審議を経まして、その後10月14日に政策評価・独立行政法人評価委員会、いわゆる政独委の総務省に対するヒアリングなど

がございました。その後政独委において検討が行われまして、分科会長のお話もありました。去る12月9日に、参考資料2として添付しておりますが、勧告の方向性というものが提出されているところでございます。

本日は、この勧告の方向性を踏まえまして、見直し当初案を一部修正した見直し案について、ご議論いただくこととなっております。

それでは見直し案の内容について、ご説明させていただきたいと思います。

ページをめくっていただきまして資料1-1、こちらが中期目標期間終了時における見直し案となっております。この赤い字のところが、勧告の方向性を踏まえて修正した部分となっております。今回は分かりやすいように、資料1-2としまして見直し当初案と見直し案の比較対照表というものを作成させていただきましたので、この資料1-2の方で説明させていただきたいと思います。

それでは資料1-2に従って説明してまいります。

まず第1ページ目でございますが、見直し案の赤字の部分が、勧告の方向性を受けて修正された部分でございます。具体的には、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準などを可能な限り具体的かつ定量的に示すこと、また目標の到達度について第三者が検証可能なものとするよう努めるものとする、というような内容が追加されております。具体的には、これに従いまして中期目標を作成する際に、数値目標などの客観的な目標を記載していくということになると考えております。

次に2ページに移っていただきまして、基本的に大きな修正はないのですが、一部語句の修正がございまして、「第1 国民に対して提供するサービスの質の維持・向上」の下の部分、「委託した郵便貯金管理委託業務」というところがありますが、「郵便貯金管理委託業務」の「委託」という字はちょっとミスでございまして、こちらは削除させていただきたいと思います。

次に3ページに移ります。一番最初の赤字の部分、監査業務に係る部分でございます。機構は、貯金管理業務、簡易保険管理業務といったものについては、ゆうちょ銀行、かんぽ生命に一部委託しております。また郵便局株式会社の方に再委託をしているということで、この管理業務のチェックとして監査を行うに当たりましては、こうしたゆうちょ銀行やかんぽ生命、郵便局株式会社といったところの内部監査の結果も活用して、効率的、効果的に行ってほしいということが追加されております。以前の見直し当初案におきましても、委託先などの監査体制のモニタリングを行うということが記載されております。こち

らの方は、ゆうちょ銀行などの監査がちゃんとうまくいっているかどうかを、その上からさらに監査するという内容でございましたが、今回追加されました内容は、むしろ効率化の観点から、ゆうちょ銀行やかんぽ生命あるいは郵便局のほうで行った監査の結果を機構の方でもより活用してくださいということが書かれているところでございます。

次に2番目の赤字の部分でございます。こちらは広報活動に関する部分でございます。現在、睡眠貯金残高、権利消滅金額というのが依然として高い水準にあるところは、先生方ご存じのとおりでございます。これらを本来の権利者の方々に、できるだけ本来の貯金や保険を受け取っていただくという観点から、郵便貯金・簡易生命保険の早期受け取り促進のために、従来から新聞、ラジオあるいはインターネットによるホームページなどにおいて広報活動を機構の方で行っているところでございます。現在この広報活動につきまして、インターネットのウェブによる認知度のアンケート調査などを行っているところですが、今回付け加わりましたのは、さらに実際に窓口において権利行使をした者、つまり郵便局の窓口で貯金の払戻しあるいは簡易保険の支払いを受けた方々にもアンケートなどの実態調査を行いまして、これによって広報活動の費用対効果をより十分検証して、効果的かつ効率的な広報を実施してくださいということが付け加わっております。

最後になお書きの部分ですが、これらの監査業務あるいは広報活動ということで新しい業務を行う場合には、そのコストというものがかかることになるわけですが、効率的な実施にできるだけ留意しまして、機構全体の経費の増大を招かないようにやってくださいということが、なお書きとして追加されております。

次に4ページでございます。「第2 効率的かつ効果的な業務運営」につきましては、特に修正はございません。

「第3 その他業務全般に関する見直し」の部分、「(1) 給与水準の適正化等」のところでございますが、赤字の部分、勧告の方向性を受けまして、「適切かつ効率的に業務を実施するため、業務量に応じて組織・人員の合理化を図り、計画的に人件費の削減を進めるものとする」ということが追加されております。管理機構で保有しております預金残高あるいは保険の契約件数というのは、だんだん減少してきております。ただ、これらのものが減少したからといってすぐに業務量が減るというものではないのですが、そういうふうな業務量が変わってきますと、それに伴って計画的に組織・人員の合理化も進めてくださいというのが、ここの趣旨でございます。さらにその業務量の推移を見ながら、将来的には合わせて部の統合についても検討してくださいとなっています。現在、貯金と保険、そ

それぞれ貯金部、保険部ということで別々の部でやっていますが、これについて、もし将来的に業務量が増えたり減ったりしてきた場合には、統合も考えられないかということで検討してほしいということが付け加わっているところがございます。

次に5ページの部分は、特に大きな修正はございません。一部表現の修正があるのみでございます。

もう1枚めくっていただきまして6ページ、この赤字の部分は、内部統制のさらなる充実・強化に係る部分でございます。総務省に、独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会というものがございまして、平成22年に報告書が出されております。また政独委の方から各府省の各独法評価委員会に、内部統制の観点からいろいろ意見というものが出されております。これらのものを参考にして内部統制の充実・強化を図っていただきたいということで、この部分については機構のみでなく、他の独立行政法人についても横断的に記載することと今回されたところでございます。具体的な中身につきましては、報告書、意見についてはかなり大部のものになりますが、かいつまんで主な部分だけご紹介させていただきますと、例えば内部統制の評価に当たりまして特に留意すべき事項としまして、法人の長、つまり管理機構の場合は理事長のマネジメントに関しまして、2つの事項がフォローアップ事項として示されております。1つ目は重要な情報などの把握及びミッションなどの周知の徹底、2つ目がミッションなどの達成を阻害する要因、リスクの洗い出し及び重要なリスクの把握・対応、こういったものを指摘していることなどが内容となっております。これらのものを参考にして内部統制をより充実・強化してくださいというのが、ここの内容となっております。

次に「(4) 保有資産の見直し」でございます。まず保有資産の見直しにつきましては、もとの見直し当初案でもございましたが、現中期目標期間は平成23年度が最終年度になります。この平成23年度が終わりまして、決算整理を終わった後になお積立金があり、次期中期目標期間繰越積立金として繰り越すべきお金がある場合には、機構から、総務大臣に申請をすることになっております。そうしまして、総務大臣のほうでこの額は繰り越してもよいと承認した金額を控除した残り、残余の金額については、国庫に納付するという制度になっております。これに関しまして赤字の部分、「積立金の処分にあたっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出するものとする」ということが追加されております。次期の積立金として繰り越す金額については、真に必要なもののみを繰り越すこととするよう厳格に審査しなさいという意味でございます。

それからなお書きといたしまして、まず現在、郵政改革法案が国会で審議されておりますが、その中で、法律の施行後3年をめどに機構の解散について検討することとされております。ただ機構のほう解散いたしましても、民営化前の郵便貯金、簡易生命保険というものはまだ残っておりますので、こういったものの管理業務自体はなくなりません。したがってこれらの業務については、日本郵政グループになりますか、他の組織になりますかまだ決まっておりますが、新組織のほうへ権利義務を承継するという形が考えられます。こういった動向にも留意しながら、国の財政事情も踏まえて国庫納付のあり方について総務省においてきちんと検討しなさいというのが、今回追加された部分でございます。

7ページ、国際ボランティア貯金の寄附金の配分完了、この部分については特に修正がないものとなっております。

事務局からのご説明は以上でございます。

【釜江分科会長】 ありがとうございます。

ただいまご説明いただいた内容について、ご意見、ご質問等ございましたらどうぞ。

【米山分科会長代理】 1つ質問してよろしいですか。ここの「厳格に」という積立金の表現がありますけれども、この意味はどのようにとらえたらいいのか、参考までにお聞きしたいのですけれども。

【事務局（徳永課長）】 それについては事務局から回答させていただきます。

基本的な制度としましては、管理機構の方でこれらの積立金について、次期中期目標期間についても必要な額を繰り越したいということで、総務省に申請する制度となっております。その場合に、現在国の財政事情も厳しいということもありまして、本当に必要なものだけを繰り越すことにしまして、そうでない部分についてはできるだけ国庫に納付するようにしなさいと。本当に必要な部分だけをきちんとより分けて、その部分だけを申請しなさいと。また総務省のほうもきちんと審査して、本当に必要なものかどうかを、厳格に精査した上で承認することにしなさいということをお述べられているものだと思っております。

【米山分科会長代理】 わかりました。いわゆる正確に、過不足なく計算しろということととらえていいのでしょうか。私、保険を研究しているので、どうしても保険負債に対応する積立金のことを心配してしまうのですけれども、「厳格に」というのは、できるだけ保守的ではなく積みということと理解するのではなく、正確に過不足なくという意味で理解してよろしいでしょうか。

まあ、こだわるわけじゃないのですが、保険の負債については通常は保守的に積むのが常識です。わざわざここで「厳格に」と表記したのは、保守的ではなく、非常に薄く積みということではなくて、過不足なく正確に計算して積みなさいよという意味でとらえてもよろしいのでしょうか。

【事務局（徳永課長）】　そうですね。そういうふうに正確に計算しなさいという意味、あるいは積立金としてどれだけ残すべきかというのをきちんと計算しなさいということもあるのですが、性格づけとしても、これらのお金は一体繰り越すことが望ましいものか、そうでないのかというのをきちんと、計算上の正確さだけでなく、本当の必要性という観点からもよく検討して決めなさいという意味合いがあると思っております。

【米山分科会長代理】　過不足なく十分に、十分と言うとまた語弊があるのですけれど。

よくわかりました。正確に、まあ、過不足なく問題のないようにという意味でとらえて、おおむねいいですね。

【事務局（徳永課長）】　そうですね。ただ保険については、そもそもこれらのお金がだれに返すべきものかという性格づけの議論もありますので、そういったところも踏まえてよく検討しなさいということだと思っています。

【米山分科会長代理】　わかりました。どうもありがとうございます。

【事務局（徳永課長）】　すみません、ちょっと抽象的な回答しかできませんもので。

【米山分科会長代理】　いえいえ、とんでもないです。

【宮村専門委員】　今の点なんですけれども、基本的に請求される予定のない金額が積みまれているということですよ、積立金の場合。

【事務局（徳永課長）】　例えば保険について言いますと、時効完成益と言われるものが積立金の方に積み上がっています。ただ、時効完成益という名前にはなっているんですが、実際その時効というものは、時効を援用しないとその権利義務がなくなならない、時効が完成しないものですけれど、実際の保険業界の運用としましては、時効の期間、例えば5年間というものを超えて請求があった場合も、実際にはちゃんと書類が残っている場合にはお客さんの方に支払っているというふうに聞いております。その場合は、時効を援用しなければ、まだ権利義務が残っておりますので、その意味では、保険の方につきましては、まだ債務が継続しているという部分はあると思います。

【宮村専門委員】　郵便貯金についてはもう請求できないわけだから、それは全額返還ということになると。

【事務局（徳永課長）】 郵便貯金については権利消滅していますから、そういった関係でのお客さんとの債務関係はなくなっています。ただ全額になるかどうかというのは、まず機構の方に考えていただいて、その後本当に繰り越すことが必要なものかどうかを総務省の方で検討させていただくこととなります。それがどういう理由づけで繰り越すことになるのかというのを、まず決算後に出していただいてから審査するという形になると思います。

【宮村専門委員】 例えばどういう理由で、今の郵便貯金関係の権利消滅金を残そうという可能性が出てくるものなんでしょうか。例えばこういう場合のためにとか、こういう場合とか。

【事務局（徳永課長）】 そうですね。規模的に大きな話や細かい話もあると思いますが、細かい話からしますと、そういったことで積み立てられた金額を実際の機構の業務の経費にも充てておりますので、全部支払ってしまった場合に機構の業務に支障が起きないか、そういった面も検討しないといけませんし、あるいは当初想定していなかったいろいろなリスク、例えば訴訟などで今後大きな額を要求されるリスクはないかとか、そういったさまざまなリスクを考えた上で、いくら繰り越すべきか考えていかないと考えています。

【釜江分科会長】 よろしいですか。

先ほど資料1-2の2ページのところで、「委託」というのがダブっているとおっしゃったのは、第1の1行目のところですね。「委託した郵便貯金管理委託業務」、この後ろの「委託」が要らないということですね。

【事務局（徳永課長）】 はい。すみません、「郵便貯金管理業務」というのがきちんとした、正しい名称です。ここはちょっと語句のミスでございます。

【釜江分科会長】 ほかに何かご意見はございませんでしょうか。よろしゅうございませうか。

それでは、特段のご異議がなければ、見直し案につきましてはお配りしているもので、本分科会においてご了承いただいたものとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【釜江分科会長】 はい、ありがとうございます。

続きまして議事の（3）でございますが、「機構の役員退職金に係る業績勘案率について」に入らせていただきたいと思います。

なお本件につきましては、個人情報に係る内容が含まれておりますので、議事録及び資料につきまして非公開とさせていただきたいと思えます。また審議の客観性を保つために、機構の皆様には一旦ここで退席をお願いしたいと思えます。

(機構関係者退席)

(議事(3)については非公開)

(機構関係者入室)

【釜江分科会長】 それでは、これで本日の議事はすべて終了ということになると思えますが、委員の皆様におかれましては、貴重なご意見、ご質問をいただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

【事務局(徳永課長)】 それでは連絡事項の方を説明させていただきます。

本委員会の議事録につきましては、事務局において取りまとめ、委員の皆様にご確認いただいた上で、委員会議事規則に則りまして機構の役員退職金に係る業績勘案率についての部分を除き、公開することとさせていただきます。業績勘案率の部分については、他の独法の例を見ますと非公開としているということでございますので、この部分については非公開とさせていただきたいと思えます。さらに会議資料につきましても、同様に委員会議事規則に則り、一部を除き公開することとさせていただきます。

なお、機構の中期目標期間終了時における見直し関係の今後の日程につきましては、来週の月曜日、12月19日に総務省独立行政法人評価委員会、親会におきまして、本件についての審議を行った上で、政独委に対して見直し案を提出することとなっております。その後、見直し案を踏まえた機構の中期目標案を総務省のほうで作成し、次回分科会においてご審議いただく運びとなっております。

なお、次回分科会の日程につきましては1月下旬ごろを考えておりますが、別途また調整させていただきたいと存じます。

事務局からは以上でございます。

【釜江分科会長】 よろしゅうございますか。

それでは以上をもちまして、総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の第16回の会合を終了させていただきたいと思えます。

本日はどうもありがとうございました。

以 上